

公益社団法人国際農林業協働協会理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人国際農林業協働協会（以下「協会」という。）の定款第29条第1項及び第2項の規定に基づき、理事及び監事の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 理事とは、定款第24条に基づき置かれる者をいい、監事とは同第25条に基づき置かれる者をいう。

(2) 常勤役員とは、理事又は監事のうち、協会を勤務場所とする者をいう。

(4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の理事及び監事をいう。

(5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、役員の職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 常勤役員の報酬は月額とし、その額は、別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができるものとし、その額は、別表第2「常勤役員の退職手当の支給基準」のとおりとする。

4 非常勤役員には、社員総会及び理事会への出席等の職務執行の対価として、報酬を支払うこととし、その額は、別表3「非常勤役員の報酬額」のとおりとする。ただし、当該非常勤役員が、報酬の受領を辞退する場合は、この限りではない。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

2 非常勤役員への報酬は、社員総会及び理事会への出席等の職務執行に対し、必要な都度、支払うものとする。

(費用)

第5条 協会は、理事又は監事はその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。ただし、理事又は監事が交通費の請求をせず、又は、その支給を辞退する場合は、この限りではない。

2 前項本文に基づき、非常勤役員に対し社員総会及び理事会への出席等の職務執行について支払う交通費は、一回当たり2,000円までの範囲とする。

(公表)

第6条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人国際農林業協働協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年度から施行する。

別表第1 「常勤役員の報酬月額」

専務理事 765,000円までの範囲内

別表第2 「常勤役員の退職手当の支給基準」

退職時の報酬月額×在職月数×支給率

(支給率は、7/100から12/100までの間で理事会の定める率)

別表第3 「非常勤役員の報酬額」

社員総会及び理事会等の職務執行1回当たりの報酬額
非常勤会長にあつては50,000円までの範囲内
その他の非常勤役員にあつては10,000円までの範囲内